

「働き方改革関連法」の遵守についてのお願い



代表取締役社長 梁木 計尚

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では2024年4月から建設業にも適用されている「働き方改革関連法」の遵守及び社員の健康で安全な労働環境づくりに向け、お取引様をはじめ関係者の皆さまへ下記内容を要望させていただくことといたしました。近年人手不足や高齢化など、業界を取り巻く環境は厳しさを増しておりますが、業界全体の労働環境改善や若手技術者確保、お取引様とのさらなる関係構築のため、何卒ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

- ① 時間外労働上限（月45時間かつ年360時間）に向けた現場工期の確保
- ② 業務指示及び会議、打ち合わせの定時時間内実施
- ③ 資料作成依頼における適正な時間確保
- ④ 現場朝礼、打合せへのローテーション参加およびリモート参加の容認
- ⑤ 完全週休2日に向けた4週8閉所等の現場閉所日程の設定
- ⑥ 大幅な仕様や計画変更、当社の責によらない工程遅延が発生した場合の工期延長を含めた契約内容の見直し
- ⑦ 設計仕様の早期決定と仕様変更期限の厳守

以上

【お問合せ先】 本社総務部

〒770-8001 徳島県徳島市津田海岸町5番51号

TEL：088-663-9071

E-mail：nt-honsya@nishitec.co.jp